



## BOOK REVIEW .....

## ビジネスマンのための中国労働法－労務管理が理屈でわかる－

高橋孝治 著

労働調査会, 2015年, 400頁



益洋金塔（北京）電子商貿有限公司集團總裁 益子知大\*

本書は『ビジネスマンのための中国労働法』とタイトルが付いているが、ビジネスマンに限らず駐在員やその帯同家族、留学生から旅行者まで中国に関わる全ての人に読んでもらいたいオスズメの一冊だ。

本書は「労働法（法律）」という一見堅苦しい側面から切り込んでいるが、読み進めるうちに「中国人の思考回路（ロジック）と中国の文化的背景を読み解きながらなぜその法律が必要かつそのような表現になっているのか」が平易な文章で詳しく解説されている。長年に亘り北京に定住している評者が読んで思わず「なるほど、だからこういう法律があったのか」と頷きながら読んでいけるいわば中国という国を知るためのバイブルといえる作りになっている。

日本で社会保険労務士として就労経験を持ち、中国で外国人初の法律諮詢師（法律コンサル士）を取得し、且つ中国の大学院にて中国法研究で博士課程まで極めた著者だからこそ伝えたい「中国と日本の違い」を、本書を通じて知れば、自ずとこれまでとは違った世界が開け、中国人との付き合い方や中国という国への理解の深め方が変わってくるはずだ。

本書は、法律の条文という文字の羅列から滲み出る「中国という国家の歩みたい道」や「国家が中国国民に求めるもの」を冷静に分析し、中華人民共和国が目指す「社会主義思想とその条件下での労働法」について詳しく述べている。日本人が陥りやすい「中国を見下している」ような表現は何処にもなく、フラットな気持ちで中国法を通じ現在の中国を理解できる良書といえよう。

前置きはここまでとして、具体的に本書の中身をみていこう。本書全体の目次は以下の通りだ。

はじめに

第1章 中国法の理解の仕方

第2章 中国労働法の歩み

第3章 労働契約の失敗しない結び方

第4章 労働契約書

第5章 労働時間と休憩時間

第6章 給与関係

第7章 工会（労働組合）について

第8章 集団契約と労働規章

\* 益洋中国ビジネスセンター所長

## 第9章 違法な労働行為に対する責任

## 巻末資料

第1章と第2章は中国という国自体を知る上で最低限知っておくべき内容で、中でも第1章の「中国法の理解の仕方」は、ビジネスマンに限らず、中国に携わる全ての人々が一度は目を通し理解しておくべき内容だと感じる。

例えば、本書冒頭で日本人がイメージとして浮かべやすい古来の中国と、現「中華人民共和国」は全く異なる、とある。「日本人の多くは文化的にも人種的にも関わりが深いと『思い込んで』おり、そこを支配しているルール（法）も日本と同等のものだと『思い込んで』いるということ（本書1-1, p.14）」という文章で、読者はのっけから先制パンチをくらう事になる。

また「社会主義国家の目的」という部分では、「社会主義国家の究極の目的は、お金や政府、法律、国家の存在しない世界の創造（1-3, p.18）」とあり、「社会主義国家とは資本主義国家が共産主義国家に完全に移行するまでの過渡期（1-3, p.19）」と解説している。

中華人民共和国は21世紀になった今でも、資本主義の考え方を一部取り入れつつも「特色ある社会主義国家」を変わらず標榜し、米国をはじめとする資本主義国家（中国が名指しする所の「西側諸国」）を敵対視する傾向にあるが、その根底にはこのような思考回路が働いている事に気付かされる。

他にも「社会の安定」のためには法を弾力的に運用するとあり、「このような『法』の使われ方は『中国共産党政権を維持する』という現在の中国法の目的にも適っている（1-8, p.29）」という部分や「中国法をはじめとする社会主義法は『正義の実現』を目的としていない（1-13, p.40）」ために「外国人を不利に扱うことこそがその目的の成就に適っており、『社会の安定』に合致している（1-13, p.40）」ので、外国人は訴訟で勝てないなど、日本人がもつ常識では到底理解できない中国法の世界を読み解く事ができる。

このようないわば「中華人民共和国側からみた法体系ロジック」が理解できるようになると、それに基いて「対策が立てられるようになる」のではないだろうか。

第2章に入ると、本書のタイトルにあるように「労働」に関する話題に集約されてくる。この章は「単位制度」と呼ばれる中国独特のシステムについて詳しく記載がなされている。

かつての中国では「単位」を通じて教育、就労、プライバシー（結婚や出産等）、定年後の生活までもが管理されており、改革開放後「単位制度」そのものはなくなったものの、「<sup>とうあん</sup>档案」と呼ばれる制度は継続しており、「単位制度」に近い制度が引き継がれているという解説だ。（2-4～2-6, pp.48-55）

一見「それは中国人社会の話で我々には関係ない」と思う方もいるかもしれないが、現在の外国人管理システムでも「居住証明」が取れていないとたとえ定住していても、銀行口座が開設できなかったり、（対面式で）航空券や新幹線などのチケットが買えなかったりするの、中国に住む評者にとっては「外国人管理システムがこの単位制度を応用しているものだ」と理解でき、大いに納得した話であった。このように「単位制度」一つから、我々日本人が今でも中国国内において当たり前のように行っている作業も説明できるようになるのだ。

第2章までは筆者による独特の視点が多く盛り込まれていて読み応えがあったのだが、第3章から途端に旧態依然とした法解釈を淡々と述べるだけになってしまっているのが残念な点である。この第3章から最終第9章までは、中国で企業に勤めるか自ら起業した人以外の方はあまり事細かに読み込み記憶するまではしなくてよいかと思うが、第7章の「工会（労働組合）について」だけはじっくり読んでおく必要があるかを感じる。

労働組合というと、「ベースアップや労働者の待遇改善など労働環境改善を労働者側と企業側が対等な立場で話し合う場」という感覚に陥るが、「単位制度がなくなった現在においては、工会がかつての単位のように労働者を管理するための機関になっているという側面がでてきている（7-4, p.233）」とあるように、労働者管理に対する政府の思惑や意図が工会を通じて伝わってくる大事な場所と政府が位置づけている事に意識を置いて読まなければならない。

最後に本書の素晴らしい点をもう一つ。各章の章末に記載されているコラムも中国社会を映す事柄がトピックとして掲載されており、雇用者が陥りやすい問題が例示として取り上げられている。また数ある日本の中国関連書籍とは違った「中国側視点の理解を深める」事が本書を通じて可能であり、それにより事前にリスク回避やトラブル時における回避方法のシミュレーションが立てやすくなり、中国における事業の発展や生活が豊かになると考えられる。

デスクに一冊備えておき、必要に応じて都度見返す使い方を是非提案したい。